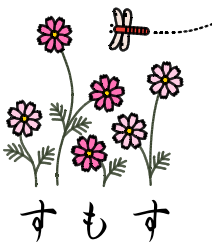


大和高田市農業委員会だより



発行

平成24年12月1日  
大和高田市農業委員会  
TEL 22-1101(代)

# 秋桜

こすもす

地域農業発展のため

## 人・農地プラン

の作成を進めています。

今、私たちの地域・集落では農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など多くの課題を抱えています。5年後10年後私たちの地域、集落はいつたい誰が守っているのでしょうか。今のうちから将来に備えて、各地域での問題を考え地域農業の発展方向をみんなの共通認識にして、地域での話し合いが必要です。人・農地プランとは人と農地の問題を解決するための未来の設計図の作成です。

地域の農地を守っていくためにも、農業委員や市の産業振興課と連携して地元の話し合いをはじめませんか。順次認定農業者のいる集落や地区での話し合いを進めていく予定です。



詳しくは市産業振興課 農業委員会事務局まで

### 会長からのメッセージ

会長 高井 信安

毎年稲刈り後に利用状況調査を行っていますが、刈り取りの終わったきれいな田の中に耕作放棄され草の繁茂した農地が点在しています。そのような状態の農地は、耕作条件の悪い土地や市内に住んでいない所有者の農地が多いようです。何年も放置された農地の回復は時間と労力がかかり、農地の引受け手もなかなか見つからないのが現状です。今後、現在の担い手は高齢で米の価格は安く農機具の価格は高く割のあわない農業を後継する者も減少し今以上の遊休農地が増えてくるものと思われます。遊休農地が増加すると周辺の農地の耕作にも悪影響を及ぼし、悪循環しますます増加が加速されます。今の時期から各集落ごとや地域ごとで農地をどう守っていくかの話し合いを真剣に進めていくことが必要だと思われます。放っておいても誰かがどうにかしてくれる。管理さえしていればいだろうというような考えではいけないのではないのでしょうか。自給率アップを叫ばれている現在、今ある農地を農地として守っていくことを地域ぐるみで農業委員会と取り組みはじめましょう。

# 平成24年 農業委員会活動報告

## 毎月1回 農業委員総会・農地部会現地調査

- 2月 農政部会 大和の農業開発大会  
遊休農地解消活動推進研修会  
法令順守研修会
- 3月 奈良県農業会議通常総会
- 5月 全国農業委員会長大会（東京）  
奈良県都市農業委員会連絡協議会総会  
北葛三市農業委員会長連絡協議会総会  
葛城農業推進協議会総会
- 6月 農政部会
- 7月 人権学習 農地利用状況調査（市内全域）



- 8月 農業会議通常総会 ブロック別市町村農業委員研修会  
奈良県都市農業委員会連絡協議会会長会  
北葛三市農業委員会長連絡協議会研修  
農業者年金加入推進研修会
- 10月 奈良県農業委員大会  
農地利用状況調査（追跡調査）
- 11月 奈良県都市農業委員会現地研修会 農地部会  
北葛三市農業委員会現地研修会
- 12月 全国農業委員会代表者集会（東京）  
委員現地研修会 役員改選

## 処理案件

平成24年1月～11月

農地部会では毎月農地部会で次の案件を審議しています。

3	委員会	13件	19,943㎡
	知事請	1件	1,129㎡
4	転用請	6件	5,366㎡
	転用	7件	6,095㎡
5	転用請	9件	6,176㎡
		件	6,752㎡
18条	合意解約	件	21,267㎡
	利用権設定	21件	42,942㎡
	畑作転換申請	3件	2,840㎡

農地のままでの売買・賃借等

※3月までの譲受人が市外分

所有者が転用する場合（市街化調整区域）

所有者が転用する場合（市街化区域）

転用するため売買・賃借等を行う場合

（調整は許可・市街化は届出）

賃借権の解約

期間を定めて貸し借り

田に土を入れて畑に転換

農地を転用・売買等される場合は、農地法の許可が必要です。

申請等は毎月25日締め切りです。

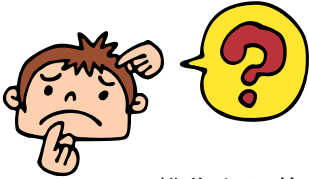
詳しくは農業委員会事務局まで



## 教えて農地の事 Q&A



農地は、国民の食糧の安定供給を図るための重要な生産基盤です。このため農家の皆さんが所有する農地を移動する場合には農業委員会の許可を受けなければなりません。自分の農地だからといって許可を受けずに売買・転用等を行うことが出来ませんので注意して下さい。



### Q1 農地を売買したいのですが、どんな手続きが必要ですか？

耕作を目的に農地を売買、貸し借りをする場合は、農地法3条による許可申請が必要です。譲り渡す方、受ける方の両方で申請して頂きます。受ける方は現在全部耕作されており耕作面積が申請地を含めて20アール以上ないと許可されません。

### Q2 農地を貸し借りしていましたが都合により解約することになりました。どんな手続きが必要ですか？

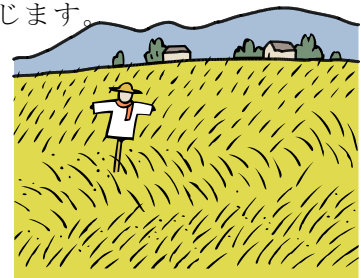
農業委員会を通して貸借契約をしている農地の権利を解約する場合は、賃貸している方、賃借している方双方の合意解約通知書（農地法第18条）の届出が必要です。

### Q3 市街化調整区域に農地を所有していますが、家を建てることはできますか？そのためにはどういう手続きが必要ですか？

調整区域内では、原則農家のための住宅（農家住宅・分家住宅）の建設は可能です。また県から区域指定を受けている地域では一般の方の住宅の建設も可能です。住宅の建築にあたってはそれぞれ条件等がございますので関係機関にお問い合わせ下さい。農業委員会での手続きとしては農地法第4条または5条の申請手続きが必要となります。

### Q4 許可を受けずに転用したらどうなりますか？

無断転用すると厳しい罰則があります。許可をうけないで無断転用した場合や計画どおりしない場合には、工事の中止や原状回復命令が生じます。違反転用した場合は3年以下の懲役又は300万円（法人の場合は1億円）以下の罰金という罰則の適用もあります。農地は無断で一度転用されてしまうと簡単に戻せなくなってしまいます。たとえ所有者以外の者が転用しても所有者としての責務があり多額の費用を負担し原状回復しなくてはならない場合があります。



農地の申請や届出手続きについて詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせ下さい

ご存知ですか？

Q 1 農業者年金とはどういう年金ですか？

国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる年金制度です。

Q 2 農業者年金はだれでも加入できますか？

① 1年以上農業に従事する ② 年間 60 日以上農業に従事する ③ 60 歳未満の方ならどなたでも加入できます。保険料は月額 1 万円～6 万 7 千円で自由に保険料が選択できます。認定農業従事者の場合は、農業の担い手には政策支援（国庫補助）もあります。

Q 3 農業者年金は加入できる制度なの？

はい、加入できます。現在の農業者年金制度は、自らが積み立てた保険料から支払われる年金額が決まる「積立方式」の年金です。加入者や受給者に年齢制限はありません。安定した制度となっています。

Q 4 年々高齢化が進む中、80 歳以上になったら加入していてもメリットがないのでは？

80 歳以上の方でも、加入すれば将来にわたって一定の額を遺族に死亡一時金として支払われます。

Q 5 農業者年金は加入しても税金面でメリットがあるってほんと？

所得税、住民税が節税に！支払った保険料は全額社会保険料控除の対象です。また、将来受け取る農業者年金も公的年金等控除の対象です。

詳しくはお近くの J A ・農業委員会まで

お願い

あ大

止放っておくと雑草が生い茂り、病虫害発生の原因となって農地に大変な迷惑をかけることになってしまいます。

また、雨の降ったり、乾燥し立ち枯れとなった雑草で小火や火災をひきおこす危険があります。適切な管理をお願いします。

地区農業委員や農業委員会事務局までご相談下さい。

全

担

を購読しましょう！

暮らしを支える専門情報誌です。

時代に鋭く斬り込む

が楽しく読める



■発行日／毎週金曜日 購読料／1ヶ月 600円（送料共）

■お申込は農業委員会または農業委員へ



◇大和高田市農業委員会に関する情報は下記のホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.yamatotakada.nara.jp/>

